

三世代で同居・隣居される方は 建築・リフォームすると

最大 **30万円** もらえます



目的	三世代が同居し、子育てや介護を家族同士で支え合うことで子育て等にかかる負担を軽減するためです。		
対象住宅	個人所有の 一戸建ての住宅 又は 併用住宅 (住宅部分が全体の2分の1以上) ※ 賃貸住宅は除きます。		
同居	同一敷地 又は 隣接敷地 で、 一緒に居住 することをいいます。 ※ 近居(道路の反対側の敷地等)は対象外です。		
子世帯	子 又はその 配偶者* を世帯構成員とする世帯で、 孫 を含みます。 ※ 配偶者は、事実上婚姻関係と同様の者及び西尾市パートナーシップ宣誓制度におけるパートナーを含みます。		
親世帯	子の 父母 又は 祖父母 を構成員とする世帯		
世帯要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 親世帯又は子世帯は、直近1年以上継続して市内に居住していること ● 親世帯と子世帯は、直近1年間同居していないこと ● 親世帯と子世帯の全員が、これまで当該補助を受けていないこと ● 子世帯の全員は、親世帯と5年以上同居*すること ※ 療養、転勤又は通学のため転居又は転出が必要となった場合等は除きます。		
対象工事	三世代同居のための 新築・増築・改築・リフォーム工事 ※ 家具等の購入・設置費は対象外です。		
申請手続き	対象工事に 着手する前 に、認定申請をします。 三世代で同居を始めてから 1年以内* に交付申請・完了報告をします。 ※ 1年以上経過 すると、補助金が 受けられない のでご注意ください。	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 注意! </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 認定申請前に 工事着手し てはいけません 書面の契約 が必要です </div>	
補助の額	工事費の 2分の1 の額で、最大 30万円 (千円未満切捨て)		
金利優遇	フラット35の金利が下がります 【地域連携型】	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> 金利引下げ期間 当初 10 年間 </div>	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> 金利引下げ幅 年 ▲0.25% </div>

お問い合わせ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市 都市整備部 建築課